

厚生労働省発社援 0329 第 69 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 殿
市 町 村 長

厚生労働事務次官
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日（第 8 の 3（3）チの改正部分については同年 6 月 1 日）から適用することとしたので、了知の上、保護の実施に遺漏なきを期されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）（抄）
 （傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>都道府県知事 殿 指定都市市長 各</p> <p>厚生省発社第123号 昭和36年4月1日</p> <p>厚生事務次官</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、昭和33年6月6日厚生省発社第111号厚生事務次官通知を全面改正して新たに次のとおり定めることとしたので、生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領によることとされたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7（略） 第8 収入の認定 収入の認定は、次により行うこと。 1・2（略） 3 認定指針</p>	<p>都道府県知事 殿 指定都市市長 各</p> <p>厚生省発社第123号 昭和36年4月1日</p> <p>厚生事務次官</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、昭和33年6月6日厚生省発社第111号厚生事務次官通知を全面改正して新たに次のとおり定めることとしたので、生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領によることとされたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7（略） 第8 収入の認定 収入の認定は、次により行うこと。 1・2（略） 3 認定指針</p>

- (1)・(2) (略)
- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
- ア～セ (略)
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち39,390円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ (略)
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
- (ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）
 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合 36,930円
- (イ) 遺族補償費
 障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合 18,470円
 障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合 11,110円
 遺族補償費 36,930円
- ツ (略)
- (4) 勤労に伴う必要経費
 (1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。
 なお、新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額 12,200円 をその者の収入から控除し、20歳未満の者については、別に定めるところにより、月額 11,600円 をその者の

- (1)・(2) (略)
- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
- ア～セ (略)
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち38,160円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ (略)
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
- (ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）
 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合 35,780円
- (イ) 遺族補償費
 障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合 17,890円
 障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合 10,760円
 遺族補償費 35,780円
- ツ (略)
- (4) 勤労に伴う必要経費
 (1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。
 なお、新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額 11,900円 をその者の収入から控除し、20歳未満の者については、別に定めるところにより、月額 11,600円 をその者の

収入から控除すること。

(5) (略)
第9～第11 (略)

収入から控除すること。

(5) (略)
第9～第11 (略)